

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 徳山 日出男 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.4.1	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 具体的には、委託業務実施要領の第5(1)に記載された情報について、各地方整備局に配置された職員や各地方整備局との機器接続により収集し、これらの情報を道路利用者に対して、適時適切に提供するものである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及び発信能力を有することが必要であり、例えば、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。(公財)日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された法人である。設立以来、当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。このように、当センターは、収集業務に関して、各地方整備局から情報を随時収集し、他の管理者と比較し確認できる体制を有している唯一の団体である。本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同団体は、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	非公表	212,781,000	-	1	公財	国所管	1者	
道路交通情報に関する業務委託	支出負担行為担当官 是川 聡一 北海道開発局 北海道札幌市北区北8条西2丁目	H26.4.1	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	・会計法第29条の3第4項 ・(公財)日本道路交通情報センターは、昭和43年に発生した飛騨川バス転落事故を契機として、道路交通情報提供業務を充実強化する必要性が叫ばれるなかで、警察・道路管理者両者において収集される情報を一元的、かつ、正確、迅速に提供し、もって交通の安全及び円滑化を図るため、道路交通情報提供を目的とする機関として、設立前に閣議に報告されたうえで内閣総理大臣及び建設大臣が認容して設立された法人である。こうした経緯から、当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを有し、また全国各地に配置している職員も、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。よって、同センターは収集業務に関しては各地方整備局等とはもとより、各都道府県、高速道路会社等からきめ細かな情報を収集できる道路交通情報網を有する唯一の団体であり、また、提供業務についても当該業務に関する機器・人員等の全国組織を有し、広く一般利用者に対し情報を提供することのできる唯一の団体である。さらに昭和45年以降、昨年度まで約40年間にわたり本業務を受託し、長年の経験の中から培った知識、技術により十分な成果をあげているところである。よって会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	76,299,000	76,299,000	100.00%	1	公財	国所管	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成26年地価調査業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 毛利 信二 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.4.1	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15	本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等に当たっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の23,380地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,600人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、(公社)日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。 (公社)日本不動産鑑定士協会連合会から提出された企画提案書の内容を評価基準に基づき評価を行い、企画競争有識者委員会からの意見聴取を踏まえた上で企画競争実施委員会が審議した結果、分科会の運営手法・手順について、支部などを通じた連絡・調整など効率的かつ有効的な運営手法が提案されているとともに、地価公示作業に必要な情報の整理・提供について具体的な提案が行われていると認められ、収益還元法・開発法に係る適用数値(地域別)の精緻化を計るための手法についても、必要なデータ収集及び分析について具体的な検討方法及び手順が示されている。 また、担当予定職員の業務経歴等をみると、同種・類似の業務の経験があることから、(公社)日本不動産鑑定士協会連合会を契約の相手方として最適者であると判断し、特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、(公社)日本不動産鑑定士協会連合会と契約締結するものである。	75,621,600	75,542,760	99.90%	—	公社	国所管	1者	
法人土地・建物基本調査の復元倍率作成等業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 毛利 信二 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.4.1	公益財団法人統計情報研究開発センター 東京都千代田区神田神保町3-6	本業務は、平成25年度に実施した調査結果を踏まえ、結果集計に用いる集計用復元倍率(乗率)の作成、標準誤差の算出及び検証等を行うものであり、本業務を適切に遂行するためには、推計手法等の統計理論に対する知見を有するとともに、業務内容を十分理解した上で、業務を効果的・効率的に実施できるノウハウを有している者であることが必要である。 このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、(公財)統計情報研究開発センター1社から企画提案書が提出された。 (公財)統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を審査した結果、業務内容を十分理解していると同時に、統計理論に対する豊富な知識を有していることから、本業務を実施するための適切な業務遂行能力があると判断し、契約の相手方として(公財)統計情報研究開発センターとの随意契約を行うこととした。 【根拠】 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	16,869,600	16,831,584	99.77%	—	公財	国所管	1者	
13号地信号所建物、ケーブル管路用地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 堀部 健二 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	H26.4.1	公益財団法人日本海事科学振興財団 東京都品川区八潮3番1号	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	4,878,612	4,878,612	100.00%	—	公財	国所管	1者	
東京13号地船舶通航信号所電気料	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 堀部 健二 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	H26.4.1	公益財団法人日本海事科学振興財団 東京都品川区八潮3番1号	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	2,668,039	2,668,039	100.00%	—	公財	国所管	1者	予定価格総額 3,041,284円、 最終支出額は 3,041,284円である。
事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務 一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 田端 浩 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.4.8	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区猿樂町2-7-8 住友水道橋ビル8階	本業務を遂行する能力を有する唯一の機関は、公益財団法人交通事故総合分析センター(以下「分析センター」という。)以外には存在しないものと思われることから、上記の能力を応募要件とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、分析センターと委託契約を締結したものである。	57,995,638	57,990,000	99.99%	—	公財	国所管	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成26年度 地積測量図作成等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 石田 和敏 中村河川国道事務所 高知県四万十市右山2033-14	H26.4.17	公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、高知地方方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)第6条に作成方法が定められている。要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、及び測量した者とする。」と定められている。従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定されるため、上記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	2,220,696	2,220,696	100.00%	—	公社	国所管	1者	単価契約、最終支出額は1,261,282円である。
平成26年度 地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所長 横地 和彦 土佐国道事務所 高知県高知市江陽町2-2	H26.4.23	公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、高知地方方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)第6条に作成方法が定められており、要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名又は記名押印すべき者は、当該土地を調査、測量した者とする。」と定められており、本業務の対象となる地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した相手方に限定されるため、上記の手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	6,129,928	6,129,928	100.00%	—	公社	国所管	1者	単価契約、最終支出額は4,883,847円である。
平成26年度 地積測量図作成等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所長 西澤 洋行 山鳥坂ダム工事事務所 愛媛県大洲市弘川町予子林6-4	H26.4.25	公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記など、土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であるが、その作成方法は松山地方方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、測量した者とする。」と定められている。従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定される。よって、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	4,047,926	4,047,926	100.00%	—	公社	国所管	1者	単価契約、最終支出額は6,933,316円である。
河川等の水分野をとりまく諸活動の活性化に関する情報発信業務	支出負担行為担当官 森北 佳昭 水管理・国土保全局 千代田区霞が関2-1-3	H26.4.28	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麴町2-6-5 麹町E.C.Kビル3F	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の実施において、日本水大賞等の運営、応募活動の整理・分析及び、国が強化すべき広報活動方策の検討にあたっては、活動の多様性を把握し、流域連携・上下流連携について着目し、河川協力団体の発掘・育成に繋がるよう情報発信方策の検討を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。	29,926,800	29,808,000	99.60%	—	公社	国所管	1者	
航空安全プログラムの適用に伴う安全情報(自発報告)分析業務	支出負担行為担当官 田村 明比古 航空局 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	H26.5.12	公益財団法人航空輸送技術研究センター 東京都港区三田1-3-39	企画競争を行ったところ、左記相手方の企画提案書が特定されたことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、随意契約を締結したものの。	28,625,300	28,426,464	99.31%	—	公財	国所管	4者	
平成26年度 地積測量図作成等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川国道事務所長 荒瀬 美和 松山河川国道事務所 愛媛県松山市土居田町797-2	H26.5.12	公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記など、土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(平成19年10月1日付松山地方方法務局訓令第12号)」に次のとおり定められている。 (地積測量図) 第6条 16 地積測量図に作成者として署名又は記名・押印すべき者は、当該土地を調査し、及び測量した者とする。 よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	4,389,627	4,389,627	100.00%	—	公社	国所管	1者	単価契約、最終支出額は3,387,372円である。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成26年度 地積測量図作成等業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 清家 基哉 大洲河川国道事務所 愛媛県大洲市中村210	H26.5.14	公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、社員である土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合して、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量、登記の嘱託(申請)の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された。 地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、松山地方事務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第5条に作成方法が定められている。 要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名又は記名押印すべき者は、当該土地を調査、測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定されるため、上記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	1,157,770	1,157,770	100.00%	—	公社	国所管	1者	単価契約、最終支出額は1,881,293円である。
平成26年度 事業用自動車等に係る交通事故データ収集及び交通安全対策検討業務	支出負担行為担当官 徳山 日出男 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.5.22	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区猿楽町2-7-8	本業務は、交通事故の一層の削減を目的として、事業用自動車に係る重大な交通事故に関するデータ収集を行うとともに、過去の類似事故データ分析と合わせて、主に道路構造面での交通安全施策の検討を行うものである。 本検討にあたっては、事業用自動車事故と事故発生要因の因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十六により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ① 交通事故の実例に即して、道路交通や運転者の状況、その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ② 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故事例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③ 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあつての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。従って、会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号により、(公財)交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである。	25,628,400	25,596,000	99.87%	—	公財	国所管	1者	
訪日外国人消費動向調査等の見直しに向けた調査研究	支出負担行為担当官 観光庁次長 佐藤 善信 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.5.23	公益財団法人日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	本事業は、訪日外国人消費動向調査が提供するデータの重要性に鑑み、富裕層旅客及びクルーの消費動向の把握、需要側統計(宿泊旅行統計調査)との比較等の調査・研究を行う事業である。 実施にあたっては、既存の多種多様な統計調査等から得られるデータを活用のうえ観光の動向を把握する。高度な分析能力・知見が必須である。また、今後の公表に向けて、着実かつ具体的な実施手法についての提案である必要がある。よって、本事業を実施する者には、観光の動態や観光に関連する調査等に精通していること、高度な実施能力、確実な業務執行体制を有している事が求められる。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	9,990,000	9,990,000	100.00%	—	公財	国所管	2者	予定価格総額14,968,800円、最終支出額は14,968,800円である。
九州地域臨海部における今後の投資戦略動向把握業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 大野 正人 九州地方整備局 福岡市博多区博多駅東2-10-7	H26.6.6	公益財団法人九州経済調査協会 福岡市中央区渡辺通2-1-82	会計法第29条の3第4項(企画競争)企画競争を採用し、提出された企画提案書の的確性並びに実現性において、適格者と判断された者を契約の相手方として特定したため。(企画競争)	4,998,240	4,968,000	99.39%	—	公財	国所管	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
都市緑化等による温室効果ガス吸収対策の推進等に関する調査	支出負担行為担当官 都市局長 石井 喜三郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.6.11	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	<p>本業務は、気候変動枠組条約第4条等に基づき国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局に毎年提出する、我が国の温室効果ガスの排出と吸収の目録等において都市緑化等による温室効果ガス吸収量等の計上にあたっての算定等を行うとともに、京都議定書第2約束期間以降における都市緑化等による温室効果ガス吸収量等の算定方法等の確立に向けた検討を行うものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、都市緑化等による温室効果ガス吸収量等を気候変動枠組条約第4条等に基づきインベントリ報告書等として条約事務局に提出する仕組みについて知見を有していることに加え、京都議定書第2約束期間以降の枠組みにおける都市緑化等による温室効果ガス吸収量等の算定方法等の確立に向けて、実証調査や国際動向の情報収集等を行える能力を有していることが必要である。</p> <p>このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。</p> <p>企画競争実施のため、平成26年4月10日から5月16日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、9者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、(公財)都市緑化機構の企画提案は、評価項目に欠格がなく、評価得点からも本調査を確実に履行できる能力を有する者と判断されることから、(公財)都市緑化機構と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文:会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号(企画競争)</p>	19,691,640	19,656,000	99.82%	—	公財	国所管	1者	
健康・医療・福祉のまちづくりの推進に関する検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 石井 喜三郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.6.11	公益財団法人都市づくりパブリックデザインセンター 東京都文京区音羽2-2-2	<p>本業務は、高齢化社会が進展する中で、高齢者等の外出機会や雇用を含めた社会参加の場の減少等による地域活力の低下や、厳しい都市経営が予測され、まちづくりにおいては、健康、医療、福祉政策の取組に対する知見等を高め、都市政策において一体的に取り組んでいくことが求められている中、高齢化社会において健康・医療・福祉政策と都市政策との連携による健康・医療・福祉のまちづくりの推進に向けて、地方公共団体の先進的な取組やその効果等について整理分析等を行い、まちづくりにおける推進方策の検討等を行うことを目的とする。本業務を行うにあたっては、健康、医療及び福祉施策の観点で実施したまちづくりに関する検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、健康、医療、福祉データと都市データとの関連性の分析を行うにあたっての活用方法における問題意識及び分析における方針が的確であるとともに、仮説を立て、それに対する立証など検討内容も高度であり、また、実効性のある推進方策の検討にあたっての基本認識、問題意識、検討方針及び検討方法がまちなから住宅地域まで幅広い検討がされており、的確性、実現性があるため、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算決算令第102条の4第3号に基づき、(公財)都市づくりパブリックデザインセンターと随意契約を行うものである。</p> <p>(企画競争)</p>	9,946,800	9,849,600	99.02%	—	公財	国所管	5者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
屋上緑化・壁面緑化の施工実績及び海外発信に関する検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 石井 喜三郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.6.11	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	<p>本業務は、ヒートアイランド現象の緩和や良好な都市景観形成に資する効果が期待される屋上緑化や壁面緑化に関して、施工実績等を把握し傾向を把握するとともに、日本の企業等が有する特殊空間等における緑化技術の海外発信について検討を行うものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、都市緑化推進のための緑化技術開発や普及啓発、維持管理手法など、屋上緑化・壁面緑化の施工実績の要因分析や維持管理更新について検討する上で、幅広い知識を必要とする。また、特殊緑化空間における経年変化状況や生物モニタリング調査を行うため、生物に関する知識も必要となる。</p> <p>このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。</p> <p>企画競争実施のため、平成26年4月21日から5月13日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、(公財)都市緑化機構の企画提案は、評価項目に欠格がなく、評価得点からも本調査を確実に履行できる能力を有する者と判断されることから、(公財)都市緑化機構と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文: 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 (企画競争)</p>	8,993,160	8,964,000	99.68%	—	公財	国所管	1者	
防災公園計画設計ガイドライン検討調査	支出負担行為担当官 都市局長 石井 喜三郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.6.11	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	<p>本業務は、平成11年8月に策定された「防災公園計画設計ガイドライン」について、東日本大震災をはじめとした、近年発生した大規模な災害における防災公園の活用状況等を踏まえ、有識者委員会の運営を行いながら改訂を行うことにより、今後発生が想定されている南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模震災等に対応した防災公園の効果的な整備を推進するものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、防災公園が発揮した効果・課題等の検証等を行う能力を有していることに加え、都市の防災性向上のための新たな効果の増進方策、課題への効果的な対応方策等の検討を行うための能力を有していることが必要である。</p> <p>このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。</p> <p>企画競争実施のため、平成26年4月22日から5月16日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、12者が業務説明書の交付を求め、5月16日までに4者から企画提案書の提出があった。提出のあった4者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、(公財)都市緑化機構の企画提案が特定された。</p> <p>その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p> <p>(企画競争)</p>	8,699,940	8,640,000	99.31%	—	公財	国所管	4者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
都市緑化に関する普及啓発事業の展開に関する検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 石井 喜三郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.6.11	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	本業務は、環境の質的向上が人間の快適性や居心地に与える効果に関する検証データや文献を収集するとともに、国内外における都市緑地の確保による生活環境が改善した事例の情報収集を行うことを通じて、都市緑化に関する普及啓発事業の展開に関する検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、データ・文献収集又はパンフレット作製業務に携わった実績を有していることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成26年4月23日から5月13日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、12者が業務説明書の交付を求め、4者から企画提案書の提出があった。提出のあった4者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、「公財」都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。 (企画競争)	4,946,400	4,935,600	99.78%	—	公財	国所管	4者	
河川技術に係わる知見の蓄積・共有に関する検討業務	支出負担行為担当官 森北 佳昭 水管理・国土保全局 千代田区霞が関2-1-3	H26.6.20	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5 麹町E.C.Kビル3F	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 技術的知見の体系化を意識した分析を行い、他分野の取り組み事例を河川における検討に反映させ、技術的知見の普及・共有を継続的に推進する視点での検討を進める能力等が必要であることから、今般、企画競争による手続きを行った。	14,796,000	14,731,200	99.56%	—	公社	国所管	2者	
軌道事故調査及び今後の軌道計画における許認可の審査方針検討	支出負担行為担当官 徳山 日出男 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.6.23	公益社団法人日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	本業務は、軌道に関する許認可や保安監査において、軌道事業者に対し事故防止の観点から適切な安全指導を行うため、路面電車と人や自動車等との事故の情報を収集し類型化等を行うことにより、危険性の高い状況等を整理し、さらに、LRT等の導入・延伸に向けた検討が各地で行われていることから、今後想定される許認可申請における効率的かつ的確な審査に資することを目的に、各地で検討中の軌道計画について許認可上の課題を抽出して対応方針を整理するものである。 実施にあたっては、軌道整備についての社会的ニーズや技術動向、関係法令等の位置づけ、課題とその対策に関する豊かな経験と高度な知識が必要である。 このことから、技術者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案をいただき、それを評価し、優れた提案を特定する企画競争に基づき提案書の審査を行った。その結果、実務実施能力における総合的評価において優れており、本業務を遂行し得る十分な能力を有する業者であると認められた。 以上の理由から、上記業者は本業務を実施し得る唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により、随意契約を行うものである。	11,998,800	11,869,200	98.92%	—	公社	国所管	1者	
下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン改訂等検討業務	支出負担行為担当官 森北 佳昭 水管理・国土保全局 千代田区霞が関2-1-3	H26.6.24	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3番1号 水道町ビル 7階	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、下水汚泥エネルギー化の最新動向の整理、各技術の導入にあたってのライフサイクルコスト検討、下水汚泥エネルギー化に係る温室効果ガスの排出実態の調査を行った上で、有識者等から意見を聴取し、ガイドライン改定案のとりまとめ及び下水汚泥エネルギー化導入支援ツールの開発を行うことから、再生可能エネルギーに関する専門的な知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。	9,968,400	9,720,000	97.51%	—	公財	国所管	2者	
東京湾における管制一元化に係る調査・研究	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 岸本 邦夫 海上保安庁 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.6.26	公益社団法人日本海難防止協会 東京都港区虎ノ門1-1-3	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合 企画提案を募集し、提案内容について企画競争委員会において審査したところ、当該事業者が選定されたため。(企画競争)	14,923,440	14,904,000	99.87%	3	公社	国所管	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
大河川の河道掘削等に関する多自然づくり技術検討業務	支出負担行為担当官 森北 佳昭 水管理・国土保全局 千代田区霞が関2-1-3	H26.6.30	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、大河川における工事の中でも環境に大きなインパクトを与える河道掘削等について、河道物理環境や生物指標との関連性を分析・評価し、多自然川づくりの調査・設計から施工・管理までの効率的な実施を検討するにおいて専門的な技術が求められることから、企画競争させる必要があった。	37,108,800	36,936,000	99.53%	—	公財	国所管	3者	
水辺とまちにおける河川環境のあり方等に関する検討業務	支出負担行為担当官 森北 佳昭 水管理・国土保全局 千代田区霞が関2-1-3	H26.6.30	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、海外事例の把握と知見の抽出や、水辺を活かした事例調査から、賑わいのあるまちづくりの実現可能性の検討や、今後の都市の水辺のあり方の検討を行うものであり、業務を適切に遂行するためには、多角的な視点で、幅広く検討するための専門的な技術が求められることから、企画競争させる必要があった。	17,712,000	17,712,000	100.00%	—	公財	国所管	3者	
道路管理者による効率的な情報提供に関する検討業務	支出負担行為担当官 徳山 日出男 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H26.6.30	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	本業務は、道路交通情報提供に関する最新動向を踏まえ、道路管理者による情報提供の在り方を検討し、併せて既存システムの統廃合等を含めた最適なシステム構成案を検討することで、道路管理者による効率的な情報提供を図るものである。 本業務を遂行する者は、官民が行う道路交通情報提供に関する最新動向調査にあたり必要な知見を有し、道路管理者による情報提供の在り方を検討する能力に優れている必要がある。 このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を求めて、それを評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て、発注することが適切であるため、当該手続をもって随意契約先選定を行ったところである。 随意契約先選定にあたっては、本業務に係る企画書を募集し、期限までに4者から提出された企画提案書を審査した結果、他者に比べて優位であった(公財)日本道路交通情報センターを本業務を行う唯一の相手先として特定したため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行う。	14,547,600	14,472,000	99.48%	—	公財	国所管	4者	
河川維持管理技術水準向上方策検討業務	支出負担行為担当官 森北 佳昭 水管理・国土保全局 千代田区霞が関2-1-3	H26.6.30	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、河川の維持管理に必要な専門技術を分析する能力が求められるとともに、専門技術の継承手法や技術者の評価方法を考慮し、技術者を確保するための仕組み作りを検討するなど、きわめて専門的な技術が求められることから、企画競争させる必要があった。	6,858,000	6,858,000	100.00%	—	公財	国所管	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。